

第二百十六号議案

東京都中央卸売市場条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年十二月三日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都中央卸売市場条例の一部を改正する条例

東京都中央卸売市場条例（昭和四十六年東京都条例第四百四十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七条」を「第六条」に、「（第八条―第二十二條）」を「（第七条―第九條）」に、「（第二十三條―第三十三條）」を「（第十条・第十一條）」に、「（第三十四條―第三十六條）」を「（第十二條―第十五條）」に、「（第三十七條―第四十五條）」を「（第十六條―第十八條）」に、

「第三章 売買取引及び決済の方法（第四十六條―第八十七條）」

第四章 卸売の業務に係る品質管理（第八十七條の二・第八十七條の三）」を

「第三章 売買取引、決済の方法等

第一節 卸売市場の業務の方法（第十九條―第二十二條） に、「第五章」を「第四章」に、「（第八十八條―第九

第二節 取引参加者の遵守事項等（第二十三條―第四十二條）」

十五條）」を「（第四十三條―第五十五條）」に、「（第九十六條―第一百條）」を「（第五十六條―第六十條）」に、「第六章」を「第五章」に、「（第一百一條―第一百三條）」を「（第六十一條―第六十四條）」に、「第七章」を「第六章」に、「（第一百四條―第一百二十二條の三）」を「（第六十五條―第七十五條）」に、「第八章」を「第七章」に、「（第一百三條―第一百二十四條）」を「（第七十六條―第八十九條）」に改める。

第一条中「東京都中央卸売市場」の下に「（以下「市場」という。）」を加え、「第九条第二項」を「第四条第四項」に改

める。

第二条第一項中「法第十五条第一項」を「第四十三条第一項」に、「農林水産大臣の許可を受け」を「市場内の用地、建物、設備その他の施設（以下「市場施設」という。）の使用の許可を受けて」に、「市場に出荷」を「当該市場に出荷」に、「食肉部」を「食肉市場」に改め、同条第二項中「第二十四条第一項」を「第四十三条第一項」に、「知事の許可を受け」を「市場施設の使用の許可を受けて」に改め、「の部類」を削り、同条第三項中「第三十四条第一項」を「第十二条第一項」に、「において、取扱品目の部類に属する物品について、当該市場の卸売業者が行なう」を「に入場して当該市場におけるせり売又は入札の方法による」に改め、同条第四項中「第三十八条第一項」を「第四十三条第一項」に、「知事の許可を受け」を「市場施設の使用の許可又は地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第二十六条の五の規定により市場事業に係る土地の貸付けを受けて」に、「許可に」を「許可等に」に改め、「（以下「流通補完業務」という。）」、「（以下「物販・飲食業務」という。）」及び「（以下「加工・サービス業務」という。）」を削り、同条第五項中「第十五条第一項」を「第三十五条第一項」に、「知事の行なう登録を受けた」を「当該卸売業者が知事に届け出た」に改め、同条第六項中「東京都中央卸売市場外」を「市場外」に改め、同条第九項中「又は売買参加者」を「、売買参加者その他の買受人」に改め、同条第十一項中「規則」を「東京都規則（以下「規則」という。）」に改める。

第三条を削り、第四条を第三条とする。

第五条第一項中「東京都中央卸売市場」を「市場」に改め、「取扱品目の部類ごとに」を削り、同項の表を次のように改める。

水産物	生鮮水産物、海そう及びこれらの加工品並びに知事が別に定めるその他の食料品等
青果物	野菜、果実及びこれらの加工品、つけ物、鳥卵（鳥肉、鳥卵及びこれらの加工品をいう。）並びに知事が別に定めるその他の食料品等
食肉	肉類及びその加工品並びに知事が別に定めるその他の食料品等
花き	花き及び知事が別に定めるその他の農産物等

第五条第二項中「の部類は、次に掲げるとおりとする」を「は知事が別に定める」に改め、同項の表を削り、同条第三項及び第四項を削り、同条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(開場の期日)

第五条 市場は、次条に規定する休業日を除き、毎日開場するものとする。

2 開場する日において、卸売業者、仲卸業者及び関連事業者は、それぞれその市場における業務を行わなければならない。

3 やむを得ない理由により、仲卸業者又は関連事業者が前項の業務を行うことができない場合は、規則で定めるところにより、あらかじめ知事に届け出なければならない。

第六条を次のように改める。

(市場休業日)

第六条 市場の休業日は、市場の取扱品目ごとに、取引参加者(卸売業者、仲卸業者その他の卸売市場において売買取引を行う者をいう。以下同じ。)の意見を聴いて、知事が定める。ただし、休業日に卸売業者、仲卸業者及び関連事業者がその市場における業務(卸売の業務にあつては、せり売又は入札の方法による卸売を除く。)を行うことを妨げるものではない。

2 知事は、前条第一項及び前項の規定にかかわらず、都民の食生活への影響、市場業務に従事する者の労働条件、産地の出荷事情等を考慮し、休業日に臨時に開場し、又は開場日に臨時に休業することができる。

第七条を削る。

第八条中「卸売業務」を「卸売の業務」に、「流通経費の節減」を「流通の合理化」に、「に努め」を「を図り」に改め、第二章第一節中同条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(名称変更等の届出)

第八条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

一 卸売の業務を開始し、休止し、又は再開したとき。

二 卸売の業務を廃止したとき。

- 三 名称又は住所を変更したとき。
  - 四 資本金若しくは出資の額又は役員を変更したとき。
  - 五 商号若しくは記号を使用し、又はこれらを変更したとき。
- 2 卸売業者又はその清算人は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならぬ。
- 一 卸売業者が解散したとき。
  - 二 卸売業者が破産手続開始の決定を受けたとき。
  - 三 卸売業者が第四十三条第三項第一号に規定する者に該当することとなつたとき。
  - 四 卸売業者の業務を執行する役員のうち第四十三条第三項第三号に該当するものがあることとなつたとき。
  - 五 卸売業者若しくはその業務を執行する役員がその業務若しくは職務に関して訴訟の当事者となつたとき、又はその判決があつたとき。
- 第九条から第十五条までを削り、第十六条を第九条とする。
- 第十七条から第二十二條まで並びに第二十三条及び第二十四条を削る。
- 第二十五条中「品質管理の徹底並びに経営の近代化に努め」を「流通の合理化並びに品質管理の徹底を図り」に改め、第二章第二節中同条を第十条とする。
- 第二十六条から第三十一条までを削る。
- 第三十二条第一項第五号中「商号」の下に「若しくは記号を使用し、又はこれら」を加え、同条を第十一条とする。
- 第三十三条を削る。
- 第三十四条第二項中「の部類」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同条第四項中「の各号」を削り、「すべて」を「全て」に改め、同項第一号中「東京都中央卸売市場」を「市場」に改め、「であること」を削り、「含む。」の下に「であること」を加え、同項第三号を削り、同項第四号中「暴力団員等」を「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成

三年法律第七十七号) 第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(以下これらを「暴力団員等」という。))に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、第二章第三節中同条を第十二条とする。

第三十四条の二第三項中「第六号」を「第五号」に改め、同条を第十三条とする。

第三十五条第一項第一号中「行う」の下に「せり売又は入札の方法による」を加え、同項第三号中「商号」の下に「若しくは記号を使用し、又はこれら」を加え、同条を第十四条とする。

第三十六条中「第三十四条第四項第一号」を「第十二条第四項第一号」に、「第六号」を「第五号」に改め、同条を第十五条とする。

第三十七条及び第三十八条を削る。

第三十九条中「経営の近代化及び」を削り、第二章第四節中同条を第十六条とする。

第四十条から第四十二条までを削る。

第四十三条の見出し中「業務の規制」を「取扱物品」に改め、同条中「業務の」を「取扱物品の販売について」に、「その業務又は」を「当該」に改め、同条を第十七条とする。

第四十四条中第二項を削り、第三項を第二項とし、同条を第十八条とする。

第四十五条を削る。

第三章を次のように改める。

### 第三章 売買取引、決済の方法等

#### 第一節 卸売市場の業務の方法

##### (差別的取扱いの禁止)

第十九条 知事は、市場の業務の運営に関し、取引参加者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。  
(卸売の数量、価格等の公表)

第二十条 知事は、卸売業者から第三十三条の規定による報告を受けたときは、規則で定めるところにより、速やかに卸売の数量、価格その他規則で定める事項を公表するものとする。

(売買取引の方法)

第二十一条 市場において行う卸売については、規則で定める売買取引の方法によるものとする。

2 知事は、市場における適正かつ健全な売買取引を確保するため必要があると認めるときは、卸売における売買取引の方法その他必要な事項を指示することができる。

(決済の方法)

第二十二条 市場において取引参加者が売買取引を行う場合における支払期日、支払方法その他の決済の方法は、規則で定める。

第二節 取引参加者の遵守事項等

(売買取引の原則)

第二十三条 取引参加者は、市場において公正かつ効率的に売買取引を行わなければならない。

(卸売業者による差別的取扱いの禁止)

第二十四条 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は仲卸業者、売買参加者その他の買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(卸売業者の卸売の方法)

第二十五条 卸売業者は、第二十一条第一項に規定する方法により、卸売を行わなければならない。

(卸売業者による売買取引の条件の公表)

第二十六条 卸売業者は、規則で定めるところにより、その取扱品目その他売買取引の条件（売買取引に係る金銭の収受に関する条件を含む。）を公表しなければならない。

(受託拒否の禁止)

第二十七条 卸売業者は、その取扱品目に属する生鮮食品等について市場における卸売のための販売の委託の申込みがあつた場合には、規則で定める正当な理由がある場合を除き、その引受けを拒んではならない。

(決済の確保)

第二十八条 取引参加者は、第二十二条に定められた方法により、決済を行わなければならない。

2 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定めた場合は、速やかに知事に届け出なければならない。当該受託契約約款の内容を変更したときも、同様とする。

3 卸売業者は、仲卸業者、売買参加者その他の買受人又はこれらの団体と決済に関して契約等を締結したときは、その内容を速やかに知事に届け出なければならない。当該契約等の内容を変更したときも、同様とする。

4 卸売業者は、仲卸業者、売買参加者その他の買受人が卸売業者から買い受けた物品の代金の支払を怠つたときは、速やかに知事に届け出なければならない。

(卸売業者の事業報告書の提出)

第二十九条 卸売業者は、規則で定めるところにより、事業年度ごとに事業報告書を作成し、毎事業年度経過後九十日以内に知事に提出しなければならない。

2 卸売業者は、前項の事業報告書(出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関する情報として規則で定められるものが記載された部分に限る。)について、出荷者から閲覧の申出があつた場合には、規則で定める正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

3 卸売業者は、規則で定めるところにより、残高試算表を知事に提出しなければならない。  
(卸売業者による売買取引の結果等の公表)

第三十条 卸売業者は、規則で定めるところにより、卸売の数量、価格その他の売買取引の結果(売買取引に係る金銭の收受の状況を含む。)等を定期的に公表しなければならない。

(仲卸業者及び売買参加者以外の者への卸売の報告等)

第三十一条 卸売業者は、市場における卸売の業務について、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしたときは、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。

2 卸売業者は、せり売又は入札の方法による卸売を行う場合には、仲卸業者及び売買参加者以外の者に卸売をしてはならない。ただし、せり売又は入札により生じた残品の卸売をする場合は、この限りでない。

(市場外にある生鮮食料品等の卸売の報告等)

第三十二条 卸売業者は、市場における卸売の業務について、当該市場内にある生鮮食料品等以外の生鮮食料品等の卸売をしたときは、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。

2 卸売業者は、出荷された生鮮食料品等を市場外の場所に搬入して卸売をする場合、当該生鮮食料品等の保管場所について、規則で定めるところにより、知事の指定を受けなければならない。

3 前項の規定による指定を受けた卸売業者は、その指定を必要としなくなつたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(卸売業者による売買取引の結果等の報告)

第三十三条 卸売業者は、規則で定めるところにより、卸売の数量、価格その他の売買取引の結果等を知事に報告しなければならない。

(卸売の記録の提出)

第三十四条 卸売業者は、取扱品目に属する物品の卸売をしたときは、当該物品の品名、数量その他規則で定める事項を記録しなければならない。

2 知事は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対して、前項の記録を提出させることができる。

3 前項の規定による記録の提出は、電子情報処理組織を使用する方法によることができる。  
(せり人の届出等)

第三十五条 卸売業者は、規則で定めるところにより、市場において行う卸売のせり人について、知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があつた場合は、受理した日から三十日以内に、届出のあつたせり人に対して、せり人証を交付しなければならない。

3 卸売業者は、市場におけるせり売の業務を適正かつ円滑に行うため、知事が行う市場業務に係る法令等に関する講習をあらかじめせり人に受講させなければならない。

4 せり人は、せり売の業務に従事するときは、せり人証を携帯するとともに規則で定める記章を着用しなければならない。

5 卸売業者は、せり人がせり売の業務を行わなくなつた場合は、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届出なければならない。

(卸売業者による卸売業者以外の者からの買入れ等の報告)

第三十六条 仲卸業者は、仲卸の業務を行う市場内において、当該市場の取扱品目に属する物品について、当該市場の卸売業者以外の者から買入れ販売したときは、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。

(仲卸業者の事業報告書の提出)

第三十七条 仲卸業者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる日現在において作成した事業報告書を当該日から起算して九十日を経過する日までに知事に提出しなければならない。

一 法人である仲卸業者 毎事業年度の末日

二 個人である仲卸業者 毎年十二月三十一日

(人の健康を損なうおそれのある物品の売買禁止)

第三十八条 知事は、人の健康を損なうおそれのある物品が市場に搬入されることがないように努めなければならない。

2 何人も、人の健康を損なうおそれのある物品を市場において売買し、又は売買の目的をもつて所持してはならない。

3 知事は、前項に該当する物品があると認めるときは、その物品の売買を差し止め、又は市場外に持ち去ることを命ずること

とができる。

(売買取引の制限)

第三十九条 知事は、せり売又は入札の方法による卸売の場合において、談合その他不正な行為があると認めるときは、その売買（卸売業者にあつては委託の引受けを含む。）の差止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。

(関連事業者の事業報告書の提出)

第四十条 関連事業者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる日現在において作成した事業報告書を当該日から起算して九十日を経過する日までに知事に提出しなければならない。

- 一 法人である関連事業者 毎事業年度の末日
- 二 個人である関連事業者 毎年十二月三十一日

(物品の品質管理の方法)

第四十一条 卸売業者、仲卸業者その他の市場関係者は、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）その他関係法令に即して市場の業務に係る物品の品質管理を行わなければならない。

(安全・品質管理体制の整備)

第四十二条 知事は、卸売業者、仲卸業者その他の市場関係者と連携し、物品の安全の確保及び衛生管理の向上を図るための体制の整備に努めなければならない。

第四章を削り、第五章を第四章とする。

第八十八条を削る。

第八十九条第一項中「指定又は」を削り、「当該施設」を「当該市場施設」に、「全部又は」を「全部若しくは」に、「若しくは」を「又は」に改め、第四章第一節中同条を第四十四条とし、同条の前に次の一条を加える。

(市場施設の使用許可等)

第四十三条 知事は、卸売業者、仲卸業者及び関連事業者に対して市場施設の使用を許可することができる。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、売買参加者及び買出人の団体その他前項に規定する者以外の者に対しても市場施設の使用を許可することができる。

3 知事は、卸売業者として市場施設の使用の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、市場施設の使用の許可をしてはならない。

一 法人でないとき。

二 第六十四条第一項、第二項又は第四項の規定により市場施設の使用の許可の全部の取消しを受け、その取消しの日から起算して三年を経過しない者であるとき。

三 業務を執行する役員のうち次に次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 破産者で復権を得ないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しないもの

ハ 暴力団員等であるもの

四 市場における卸売の業務を的確に遂行することができる資力、信用、知識及び経験を有する者でないとき。

五 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

六 その業務活動について暴力団員等により支配を受けているものであると認められるとき。

4 知事は、仲卸業者として市場施設の使用の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、市場施設の使用の許可をしてはならない。

一 破産者で復権を得ないものであるとき。

二 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しないものであるとき。

三 第六十四条第一項、第二項又は第四項の規定により市場施設の使用の許可の全部の取消しを受け、その取消しの日から

起算して三年を経過しない者であるとき。

四 市場における仲卸しの業務を的確に遂行することができる資力、信用及び知識を有する者でないとき。

五 取扱品目についての市場取引業務に五年以上の経験を有していない者であるとき。

六 暴力団員等であるとき。

七 法人である場合にあつてはその業務を執行する役員のうち第一号から第三号まで、第五号（当該法人の代表者に限る。）又は前号のいずれかに該当するものがあるとき。

八 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

九 その業務活動について暴力団員等により支配を受けている者であると認められるとき。

5 知事は、関連事業者として市場施設の使用の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、市場施設の使用の許可をしてはならない。

一 破産者で復権を得ないものであるとき。

二 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しないものであるとき。

三 第六十四条第一項、第二項又は第四項の規定により、市場施設の使用の許可の全部の取消しを受け、その取消しの日から起算して三年を経過しない者であるとき。

四 その業務を的確に遂行することができる資力、信用、知識及び経験を有する者でないとき。

五 暴力団員等であるとき。

六 法人である場合にあつてはその業務を執行する役員が、前号に該当する者であるとき。

七 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

八 その業務活動について暴力団員等により支配を受けている者であると認められるとき。

6 知事は、卸売業者にあつては第三項各号、仲卸業者にあつては第四項各号、関連事業者にあつては前項各号のいずれかに

該当することを知つたときは、市場施設の使用の許可を取り消さなければならない。

7 知事は、第二項の許可について、次の各号のいずれかに該当するときは、市場施設の使用の許可をしてはならない。

一 申請者（申請者が法人である場合にあつては、その業務を執行する役員）が、暴力団員等であるとき。

二 申請者が暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

三 申請者がその業務活動について暴力団員等により支配を受けている者であると認められるとき。

8 第一項の許可を受けた卸売業者、仲卸業者及び関連事業者は、第三章第二節に規定する取引参加者の遵守事項等（以下「遵守事項」という。）を遵守しなければならない。

第九十条を第四十五条とする。

第九十一条中「若しくは廃業等又は業務の許可の取消し」を「、廃業」に、「本人」を「当該使用者」に、「当該施設」を「当該市場施設」に改め、同条を第四十六条とする。

第九十二条の見出し中「指定又は」を「使用」に改め、同条中「指定若しくは」を削り、同条第二号中「指定又は」を削り、「当時と」を「ときと」に改め、同条第三号を削り、同条第四号を同条第三号とし、同条を第四十七条とし、第九十三条を第四十八条とする。

第九十四条第三項中「第八十九条第二項ただし書」を「第四十四条第二項ただし書」に改め、同条を第四十九条とする。

第九十五条第二号中「第九十二条」を「第四十七条」に改め、同条を第五十条とし、第四章第一節中同条の次に次の五条を加える。

（保証金の預託）

第五十一条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者は、次条に定める保証金を預託した後でなければ、市場施設の使用を開始してはならない。

（保証金の額）

第五十二条 卸売業者の預託すべき保証金の額は、次の各号に掲げる当該卸売業者の最も取扱が多い取扱品目の区分に応

じ、当該各号に定める金額の範囲内で、規則で定める。

- 一 水産物 百二十万円以上二千四百万円以下
  - 二 青果物 百二十万円以上千六百万円以下
  - 三 食肉 二百万円以上千二百万円以下
  - 四 花き 百二十万円以上千二百万円以下
- 2 仲卸業者の預託すべき保証金の額は、使用料月額額の六倍の範囲内で、規則で定める。
  - 3 関連事業者の預託すべき保証金の額は、使用料月額額の六倍の範囲内で、規則で定める。
  - 4 前三項の保証金は、規則で定める有価証券をもつて代用することができる。ただし、保証金の額が十万円に満たない場合は、この限りでない。

(保証金の追加預託)

第五十三条 保証金について差押、仮差押又は仮処分命令の送達があつたとき、国税滞納処分又はその例による差押があつたとき、預託すべき保証金の額が増額されたときその他保証金に不足を生じたときは、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者は知事の指定する期間内に処分された金額又は不足金額に相当する金額を追加して預託しなければならない。

2 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者は、前項の規定による預託を完了しない場合においては、指定期間経過後その預託を完了するまでは市場施設を使用することができない。

3 第一項の規定による預託については、前条第四項の規定を準用する。

(保証金の充当)

第五十四条 知事は、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者が使用料その他市場に関して東京都に納付すべき金額の納付を怠つたときは、第五十二条の保証金をこれに充てることができる。

(保証金の返還)

第五十五条 保証金は、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者が市場施設の使用資格を失つた日から六十日を経過した後でなけ

ればこれを返還しない。

第四章第二節中第九十六条を第五十六条とし、第九十七条を第五十七条とし、第九十八条を第五十八条とする。

第九十九条中「第九十七条」を「第五十七条」に改め、「指定又は」を削り、同条を第五十九条とする。

第一百条中「第九十八条第一項」を「第五十八条第一項」に改め、同条を第六十条とする。

第六章を第五章とする。

第一百条第一項中「市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため」を「遵守事項を遵守させるために」に、「仲卸業者又は」を「仲卸業者若しくは」に、「の事務所その他の業務を行なう場所」を「が第四十三条第一項の規定により使用の許可を受けた市場施設」に改め、同条第二項中「指定若しくは」を削り、「使用者の」を「使用者が許可を受けた」に改め、第五章中同条を第六十一条とする。

第一百条の二第一項中「市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため」を「遵守事項を遵守させるために」に、「卸売業者、仲卸業者」を「取引参加者」に改め、同条を第六十二条とする。

第一百零二条第一項中「市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため」を「遵守事項を遵守させるために」に、「卸売業者に」を「取引参加者又は関連事業者」に、「当該卸売業者の」を「その」に改め、同条中第二項から第五項までを削り、第六項を第二項とし、第七項を削り、同条を第六十三条とする。

第一百三十一条第一項中「仲卸業者、売買参加者」を「仲卸業者、売買参加者、買受人（仲卸業者及び売買参加者を除く。以下この条において同じ。）」に、「又は買出人」を「買出人又は出荷者」に、「一」を「いずれかに」に、「卸売業者に対しては十万円」を「卸売業者に対しては五万円」に、「若しくは六月以内の期間を定めてその卸売業務」を「第四十三条第一項の許可の全部若しくは一部を取り消し、又は六月以内の期間を定めて市場施設の使用」に、「仲卸業者に対しては十万円」を「仲卸業者に対しては五万円」に、「第二十四条第一項の許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその仲卸業務」を「第四十三条第一項の許可の全部若しくは一部を取り消し、又は六月以内の期間を定めて市場施設の使用」に、「十万円以下の過料を科し、第三十四条第一項の承認を取り消し、若しくは」を「第十二条第一項の承認を取り消し、又は」に、「東京都

中央卸売市場」を「市場」に、「第三十八条第一項の許可を取り消し、若しくはその許可に係る業務」を「第四十三条第一項の許可の全部若しくは一部を取り消し、又は六月以内の期間を定めて市場施設の使用」に、「買出人」を「買受人、買出人又は出荷者に」に改め、同項各号を次のように改める。

一 第二十五条から第二十七条まで、第二十八条第二項若しくは第三項、第二十九条から第三十四条まで、第三十五条第一項若しくは第三項から第五項まで、第三十六条、第三十七条又は第四十条の規定に違反したとき。

二 前条第一項及び第二項の規定に基づく改善措置命令に違反したとき。

第百三条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「第八十八条の指定若しくは」を「第四十三条第一項及び第二項の」に改め、同項第二号中「指定若しくは」を削り、同条第三項中「その登録を取り消し、又は」を削り、「その業務の停止若しくは当該市場」を「市場」に改め、同条第四項中「売買参加者」の下に「、買受人」を、「買出人」の下に「、出荷者」を加え、「東京都中央卸売市場」を「市場」に改め、同条第五項を削り、同条を第六十四条とする。

第七章を第六章とする。

第百四条中「法第十三条及び第十三条の二の規定に基づき、東京都中央卸売市場」を「市場」に改め、第六章中同条を第六十五条とする。

第百五条第一項第一号中「東京都中央卸売市場」を「市場」に改め、同項第二号中「東京都中央卸売市場」を「市場」に、「法第九条第二項第三号から第七号までに掲げる事項」を「開場の期日」に改め、同項第五号を同項第九号とし、同項第四号中「東京都中央卸売市場」を「市場」に改め、同号を同項第八号とし、同項第三号中「東京都中央卸売市場」を「市場」に改め、同号を同項第七号とし、同項第二号の次に次の四号を加える。

三 市場における卸売の業務に係る売買取引及び決済の方法に関すること。

四 市場における卸売の業務に係る物品の品質管理の方法に関すること。

五 市場における卸売の業務を行う者及びその取扱品目に関すること。

六 市場における卸売の業務を行う者以外の関係事業者に関すること。

第百五条を第六十六条とし、第六十六条から第百十二条までを三十九条ずつ繰り上げる。

第百十二条の二第一項中「取扱品目の部類別に第四十七条第五項並びに第百五条第一項第二号及び第三号」を「第六十六条第一項各号」に改め、同条第三項中「取扱部別取引委員会」を「取扱品目別取引委員会」に改め、同条を第七十四条とする。

第百十二条の三を第七十五条とする。

第八章を第七章とする。

第七章中第百十三条を第七十六条とし、第百十四条を第七十七条とし、第百十四条の二を第七十八条とし、第百十四条の三を第七十九条とし、第百十五条を第八十条とし、第百十六条を第八十一条とする。

第百十七条第一項中「許可」を「市場施設の使用の許可」に、「行なう」を「行う」に、「行なわせる」を「行わせる」に改め、同条を第八十二条とする。

第百十八条の見出しを「（営業行為の制限）」に改め、同条第一項中「許可を受けた」を「市場施設の使用の許可に関する」に、「行なう」を「行う」に、「並びに」を「及び」に、「認める者」を「認める場合」に改め、同条を第八十三条とする。

第百十九条を第八十四条とし、第百二十条を第八十五条とする。

第百二十一条第一項中「、承認、認可又は指定」を「又は承認」に、「附する」を「付する」に改め、同条第二項中「、承認、認可又は指定」を「又は承認」に改め、同条を第八十六条とし、同条の次に次の二条を加える。

（許可等に関する意見聴取）

第八十七条 知事は、第十二条第一項の承認（第十三条第二項の規定による承認の有効期間の更新を含む。）若しくは第四十三条第一項若しくは同条第二項の許可（以下「許可等」という。）をしようとするとき、又は現に許可等を受けている者について、知事が特に必要があると認めるときは、第十二条第四項第三号から第五号まで、第十三条第三項、第十五条、第四十三条第三項第三号ハ、同項第五号及び第六号、同条第四項第六号から第九号まで、同条第五項第五号から第八号まで並び

に同条第六項に規定する事由の有無について、警視総監の意見を聴くことができる。

(知事への意見)

第八十八条 警視総監は、許可等を受けようとする者又は現に許可等を受けている者について、第十二条第四項第三号から第九号まで、第十三条第三項、第十五条、第四十三条第三項第三号ハ、同項第五号及び第六号、同条第四項第六号から第九号まで、同条第五項第五号から第八号まで並びに同条第六項に規定する事由の有無について、知事に対し意見を述べることができる。

第二百二十二条及び第二百二十三条を削り、第二百二十四条を第八十九条とする。

附則第二条中「旧条例」を「東京都中央卸売市場業務規程（昭和二十三年東京都条例第四百十七号。以下「旧条例」という。）」に改める。

別表第四中「第九十四条」を「第四十九条」に改め、同表仲卸業者売場使用料の項中「第七十三条第二項ただし書」を「第三十六条」に改める。

別表第五中「第九十四条」を「第四十九条」に改め、同表仲卸業者売場使用料の項中「第七十三条第二項ただし書」を「第三十六条」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年六月二十一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の東京都中央卸売市場条例（以下「改正前の条例」という。）第十五条第一項の規定により登録を受けてせり人となっている者は、この条例による改正後の東京都中央卸売市場条例（以下「改正後の条例」という。）第三十五条第一項の届出があったせり人とみなす。

3 この条例の施行の際、現に改正前の条例第三十四条第一項の規定により承認を受けて売買参加者となっている者は、改正

後の条例第十二条第一項の承認を受けた売買参加者とみなす。

4 この条例の施行の際、現に改正前の条例第八十八条第一項の規定により市場施設の使用の指定を受けた卸売業者、仲卸業者又は関連事業者は、改正後の条例第四十三条第一項の規定により当該市場施設の使用の許可を受けた卸売業者、仲卸業者又は関連事業者とみなす。

5 この条例の施行の際、現に改正前の条例第八十八条第二項の規定により市場施設の使用の許可を受けた者は、改正後の条例第四十三条第二項の規定により当該市場施設の使用の許可を受けた者とみなす。

6 改正前の条例第百三条第一項若しくは第四項の規定による卸売業者、仲卸業者若しくは関連事業者の業務の全部若しくは一部の停止又は同条第三項の規定によるせり人の業務の停止の処分で、この条例の施行の際現にその効力を有するものは、それぞれ改正後の条例第六十四条第一項若しくは第四項の規定による市場施設の使用の全部若しくは一部の停止又は同条第三項の規定による東京都中央卸売市場への入場の停止の処分とみなす。ただし、当該処分に期限が付されている場合においては、当該処分の期限は、改正前の条例の規定により処分がなされた日から起算するものとする。

7 附則第二項から前項までに規定するものを除くほか、この条例の施行の日前に、改正前の条例又は改正前の条例に基づく規則によってした処分、手続その他の行為は、改正後の条例又は改正後の条例に基づく規則中これに相当する規定があるときは、改正後の条例又は改正後の条例に基づく規則の相当規定によってしたものとみなす。

(提案理由)

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十二号）の施行による卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）の改正に伴い、卸売市場における取引規制に係る規定等を改める必要がある。